

令和三年四月十二日付け広島県公告（危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施）の一部を次のように変更する。

令和四年一月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

二の部中後期の表について、

講 習 日	講 習 種 別		場 所
	午前	午後	
(略)	(略)	(略)	(略)
令和四年一月二三日	/	その他	呉市
令和四年一月二四日	給油取扱所	その他	呉市
令和四年一月二五日	給油取扱所	その他	三次市
令和四年一月二六日	給油取扱所	その他	三原市
令和四年一月二七日	給油取扱所	その他	尾道市
令和四年二月一日	/	その他	広島市
令和四年二月二日	給油取扱所	その他	広島市
令和四年二月三日	給油取扱所	その他	広島市
(略)	(略)	(略)	(略)

を

講 習 日	講 習 種 別		場 所
	午前	午後	
(略)	(略)	(略)	(略)
令和四年二月二四日	/	その他	呉市
令和四年二月二五日	給油取扱所	その他	呉市
令和四年三月二日	/	その他	三原市
令和四年三月三日	給油取扱所	その他	三原市
令和四年三月四日	給油取扱所	その他	尾道市
令和四年三月七日	/	その他	広島市
令和四年三月八日	給油取扱所	その他	広島市
令和四年三月九日	給油取扱所	その他	広島市
令和四年三月一四日	給油取扱所	その他	三次市

に変更する。